

公開買付説明書

平成25年 3 月

フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ナイン投資事業有限責任組合
無限責任組合員 フェニックス・キャピタル・パートナーズ・テン株式会社
フェニックス・キャピタル・パートナーズ・イレブン株式会社

(対象者：株式会社富士テクニカ宮津)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものです。

【届出者の氏名又は名称】／1	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ナイン投資事業有限責任組合 無限責任組合員 フェニックス・キャピタル・パートナーズ・テン株式会社 代表取締役 三村 智彦
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03) 3215-3270
【事務連絡者氏名】	飯塚 敏裕
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
[届出者の氏名又は名称]／2	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・イレブン株式会社
[届出者の住所又は所在地]	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
[最寄りの連絡場所]	同上
[電話番号]	(03) 3215-3270
[事務連絡者氏名]	飯塚 敏裕
[代理人の氏名又は名称]	該当事項はありません
[代理人の住所又は所在地]	同上
[最寄りの連絡場所]	同上
[電話番号]	同上
[事務連絡者氏名]	同上
【縦覧に供する場所】	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ナイン投資事業有限責任組合 (東京都千代田区丸の内二丁目2番1号) フェニックス・キャピタル・パートナーズ・イレブン株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ナイン投資事業有限責任組合（以下「PCP9」といいます。）及びフェニックス・キャピタル・パートナーズ・イレブン株式会社（以下「PCP11」といいます。）を総称して、または個別にいいます。また、PCP9及びPCP11を総称して「公開買付者ら」ということがあります。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社富士テクニカ宮津をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）を

います。

- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出による公開買付けをいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。
- (注9) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

目 次

	頁
第1 公開買付要項	1
1. 対象者名	1
2. 買付け等をする株券等の種類	1
3. 買付け等の目的	1
4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数	12
5. 買付け等を行った後における株券等所有割合	17
6. 株券等の取得に関する許可等	18
7. 応募及び契約の解除の方法	18
8. 買付け等に要する資金	20
9. 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況	23
10. 決済の方法	23
11. その他買付け等の条件及び方法	24
第2 公開買付者の状況	26
1. 会社の場合	26
2. 会社以外の団体の場合	28
3. 個人の場合	29
第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況	30
1. 株券等の所有状況	30
2. 株券等の取引状況	30
3. 当該株券等に関して締結されている重要な契約	30
4. 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約	30
第4 公開買付者と対象者との取引等	30
1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容	30
2. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容	30
第5 対象者の状況	31
1. 最近3年間の損益状況等	31
2. 株価の状況	31
3. 株主の状況	32
4. 継続開示会社たる対象者に関する事項	33
5. その他	33
対象者に係る主要な経営指標等の推移	34

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社富士テクニカ宮津

2【買付け等をする株券等の種類】

- ① 普通株式
- ② 優先株式

平成22年10月12日及び平成22年11月12日開催の対象者取締役会及び平成22年10月29日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行されたA種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）

（注） 対象者は、A種優先株式のほか、B種優先株式の発行が可能であるものの、本書提出日時点において、発行済みのB種優先株式はなく、A種優先株式以外の優先株式を発行していません。A種優先株式については、株式会社地域経済活性化支援機構（旧株式会社企業再生支援機構）（以下「機構」といいます。）が、その発行済株式の全部を保有しております。

3【買付け等の目的】

（1）本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者への投資を事業目的として平成25年2月に組成した投資事業有限責任組合であるPCP9（無限責任組合員はフェニックス・キャピタル・パートナーズ・テン株式会社（以下「PCP10」といいます。）、有限責任組合員はフェニックス・キャピタル株式会社（以下「フェニックス・キャピタル」といいます。）及び日本リバイバル・ファンド・スリー投資事業有限責任組合（以下「NRFⅢ」といいます。）。）及び本公開買付けを通じて対象者のA種優先株式を取得、保有することを主たる目的として平成25年2月に設立された株式会社であるPCP11（一般社団法人フェニックス・キャピタル・パートナーズ・トゥエルブが100%の株式を保有。）です。いずれもフェニックス・キャピタル及びその子会社及び関連会社からなるフェニックス・キャピタルグループ（以下「フェニックス・キャピタルグループ」といいます。）が運営する投資ビークルであり、対象者の企業価値の増大と投資回収の最大化を図ることを目的として設立されたものです。また、対象者への投資後はPCP9の無限責任組合員としてPCP10が主体的に対象者及びPCP9の管理、運営を行います。

フェニックス・キャピタルグループは本格的な企業再生ファンドの組成を目的として、本体のフェニックス・キャピタルを平成14年1月に設立しました。創業と同時に組成された日本初の本格的企業再生・再編ファンドである「ジャパン・リカバリー・ファンド」をはじめ、これまでに8本、合計で約2,300億円のファンドを組成し、約2,100億円の投資を行ってまいりました。これまで資本による投資対象企業は30社以上にのぼる実績を有しております。また、フェニックス・キャピタルグループは、投資先企業の経営課題に応じ、友好的かつ適切な形態で資本を供給することで、経営課題の抜本的な解決を図り、経営者・従業員の皆様とともに汗を流し、協調して経営改善を実践することによる中長期的な企業価値の最大化を目指しております。

今般、公開買付者は、平成25年3月15日、機構が保有する普通株式（本書提出日現在において所有する普通株式数8,493,116株、所有割合（注）52.01%）及びA種優先株式（本書提出日現在において所有するA種優先株式数299,255株、A種優先株式1株につき普通株式18株の交付を請求できる取得請求権（以下「A種優先株式普通株式転換請求権」といいます。）を考慮して普通株式に換算した株式数は5,386,590株、所有割合32.98%）の全て（以下「本応募予定株式等」といいます。）を取得することを目的として、公開買付者らが共同して本公開買付けを実施することをそれぞれ決定いたしました。

本公開買付けにおいては、本応募予定株式等に係る株券等の数（13,879,706株（所有割合84.99%）、なお、当該株券等の数の計算においては、A種優先株式は、A種優先株式普通株式転換請求権が付されておりますので、A種優先株式1株を18株として株券等の数を計算しております。）を買付予定数の下限として設定しておりますので、応募株券等の総数が13,879,706株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません（なお、A種優先株式には、A種優先株式普通株式転換請求権が付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、A種優先株式1株を普通株式18株とみなして応募株券等の総数を計算します。）。公開買付者は、機構との間で平成25年3月15日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を

締結しており、機構は本応募予定株式等を本公開買付けに応募することについて合意しております。本応募契約の内容につきましては、後記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。公開買付者が、機構から本応募予定株式等を取得するためには、取得後の株券等所有割合が3分の1を超えることから、法の規定（法第27条の2第1項第2号）に従い公開買付けによる必要があります。また、かかる公開買付けを実施する場合には、取得後の株券等所有割合が3分の2を超えることから、法令の規定（法第27条の13第4項、令第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号）に従い、買付予定数の上限を設けることができず、本応募予定株式等以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があります。本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限を上回った場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図するものではありません。

（注） 本書において所有割合とは、対象者が平成25年2月8日に提出した第57期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済普通株式総数（10,946,007株）から、対象者が平成25年2月8日に公表した平成25年3月期第3四半期決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が保有する自己株式数（1,636株）を控除した普通株式数（10,944,371株）、及びA種優先株式（299,255株、A種優先株式普通株式転換請求権を考慮して普通株式に換算した株式数は5,386,590株）の合計数（上記A種優先株式の換算後で、16,330,961株）に占める割合をいいます。小数点以下第三位を四捨五入しております。

本公開買付けは、機構が保有している本応募予定株式等を公開買付者が取得するために、公開買付者と機構が合意した価格により買付けを行うものであり、本応募予定株式等のうち、A種優先株式145,433株についてはPCP11が、普通株式の全て及びA種優先株式153,822株についてはPCP9が、それぞれ買付けを行うものとします。また本応募予定株式等以外の株式等について応募があった場合には、これらについてはPCP9が買付けを行います。

本公開買付けにおける買付け等の価格は、後記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、入札プロセスを経た上で、最終的に、公開買付者と機構との協議及び合意により決定した価格です。普通株式の買付価格382円は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成25年3月14日のジャスダック市場における対象者普通株式の終値615円に対して37.89%（小数点以下第三位四捨五入）、平成25年3月14日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値649円（小数点以下四捨五入）に対して41.14%（小数点以下第三位四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値652円（小数点以下四捨五入）に対して41.41%（小数点以下第三位四捨五入）、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値549円（小数点以下四捨五入）に対して30.42%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした価格であります。また、本書提出日の前営業日である平成25年3月15日のジャスダック市場における対象者普通株式の終値710円に対して46.20%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントを付した価格であります。そして、A種優先株式の買付け等の価格については、実質的に普通株式1株当たりの本公開買付価格と同価格になるよう、当該A種優先株式に付されている、A種優先株式普通株式転換請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される普通株式18株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるように定めております。

なお、後記「(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、対象者公表の平成25年3月15日付「当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者取締役会は、長島・大野・常松法律事務所から得た法的助言、独立委員会から提出された答申書その他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、公開買付者を運営するフェニックス・キャピタルグループが自動車メーカーを始めとした製造業への投資の経験が豊富であり、ステークホルダー間の協調を重視した役職員参加型のハンズオンアプローチを採用しており、かつ、投資方針や対象者と一体となって計画策定・事業運営を行い、経営改善に取り組む姿勢があることなどを評価したとのことです。なお、(i)公開買付者によれば、公開買付者は、いわゆるスクイズ・アウトを実施せず、対象者普通株式の上場を維持する方針であり、また、(ii)公開買付者の説明に基づけば、公開買付価格も少数株主の応募を想定した価格ではなく、機構の保有する株式を取得することを目的として設定された価格と評価できることから、対象者取締役会は、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主様の判断に委ねることが合理的であると判断したとのことです。

以上より、対象者の取締役会は、平成25年3月15日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主様の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち櫻田浩一氏は機構の常務取締役としての地位を有していること、石館幸治氏は機構の従業員としての地位を有し、かつ対象者の代表取締役副社長としての地位を有していたため、利益相反回避の観点から、上記の取締役会における審議及び決議には参加していないとのことです。また、対象者の取締役のうち中桐悟氏及び細川敬章氏は機構の従業員としての地位を有しているため、利益相反回避の観点から、対象者においては、まず、(i)上記の櫻田浩一氏及び石館幸治氏のほか中桐悟氏及び細川敬章氏を除く取締役2名により審議及び決議を行った上で、(ii)櫻田浩一氏及び石館幸治氏を除く4名の取締役によりさらに審議及び決議を行うという2段階の手続きを経ているとのことです。なお、上記の取締役会に際して、石館幸治氏は、機構と公開買付者らとの間で本応募契約が締結されたことを受け、対象者の代表取締役副社長を辞任したとのことです。

また、対象者の監査役のうち浜田康彦氏及び出雲かを里氏は機構の従業員としての地位を有するため、上記(i)の取締役会では審議に参加していないとのことです。さらに、浜田康彦氏及び出雲かを里氏を除く上記(i)の取締役会の審議に参加した全ての監査役(2名)及び上記(ii)の取締役会の審議に参加した全ての監査役(4名)は、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主様の皆様の判断に委ねることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 対象者の状況

対象者によれば、対象者の状況は次のとおりとのことです。

対象者は、自動車車体用プレス金型業界に属し、昭和32年の設立以来、一貫して日本のモータリゼーションとともに歩み、国内外の自動車メーカーに自動車車体用のプレス金型を製造・販売し、平成10年に日本証券業協会（現株式会社大阪証券取引所ジャスダック市場）に店頭登録を行ったとのことです。

対象者は、同業他社に先駆けてCAD/CAMを導入し、先進技術と職人技術の融合を図るとともに、品質向上のためのトライプレス工場や仕上げ工場の増築等を計画的に行ってきたとのことです。しかしながら、平成18年以降、対象者の主な市場であった北米市場が大きく落ち込み、これに加えて日本市場も低迷する中で、これらとは対照的に中国を中心とする新興国市場が拡大したことから、対象者においても新興国市場、とりわけ中国向けの売上が増加してきたとのことです。ところが、韓国や台湾、中国の地場企業が金型事業へ相次いで参入し成長を遂げることで、激しい価格競争がもたらされ、製品価格は大幅に下落することになりました。

対象者は、このような状況に対応すべく、平成21年には生産拠点の見直しを核とした人員の削減、グループ全役員及び従業員を対象とした報酬及び給与の減額並びに製造経費、販売費及び一般管理費の大幅削減等のグループを挙げた経営合理化計画を実施したとのことです。また、対象者は、平成21年9月28日付で、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を受けたとのことです。

しかしその後も、顧客である各自動車メーカーからの足元の受注状況がより一層厳しさを増す中、急激な円高基調の為替変動等による外部要因の影響もあり、再び対象者の収益は悪化したとのことです。このため、平成22年9月17日付で、機構に対し、株式会社宮津製作所との事業統合を核とした事業再生計画に対する支援申込を行い、支援決定を受けたとのことです。機構と株式会社静岡銀行（以下「静岡銀行」といいます。）に対して第三者割当増資を行い（対象者は、平成22年12月15日を発行期日として、機構に対して、A種優先株式736,111株を、1株あたり7,200円（払込総額5,299,999,200円）で割り当てるとともに、デット・エクイティ・スワップとして、静岡銀行が対象者に対して有する貸付債権2,274,999,000円を現物出資財産としてB種優先株式1,648,550株を静岡銀行に割り当て、機構が対象者に対して有する貸付債権862,998,180円を現物出資財産としてB種優先株式625,361株を機構に割り当てたとのことです。また、平成23年2月21日を発行期日として、デット・エクイティ・スワップとして、機構に対して、機構が対象者に対して有する貸付債権5,998,860円を現物出資財産として、B種優先株式4,347株を追加で割り当てたとのことです。一連の当該第三者割当増資後の機構の総株主等の議決権に対する割合は47.94%であったとのことです。なお、対象者は、機構及び静岡銀行に割り当てられたB種優先株式（計2,278,258株）の全部につき、

平成23年12月、B種優先株式1株につき普通株式1株の交付と引換えに取得し、消却を行ったとのことで、財務基盤及び信用力の強化を図るとともに、機構より経営人材の派遣を仰ぎ、3カ年の事業計画を策定し、経営合理化を進めたとのことです。具体的には、管理体制の一層の強化による個別案件の採算性の向上、更なる固定費の削減、製造工程見直し等による原価低減を進めてきたとのことです。

この結果、平成25年3月期第3四半期連結累計期間における売上高は10,699百万円（前年同期比28.4%増）、営業利益は1,125百万円（前年同期営業利益39百万円）、経常利益は1,259百万円（前年同期経常利益36百万円）、四半期純利益は439百万円（前年同期比200.0%増）となるなど、順調な業績回復をしているとのことです。

世界の自動車需要は、新興国の経済発展を背景に、中長期的な拡大が見込まれる一方、対象者の主要製品である自動車車体用プレス金型市場においては、中国企業を中心とした高いコスト競争力を持つ競合企業がより一層台頭していくことが見込まれます。

このような事業環境の見通しを踏まえ、対象者では、引き続き、顧客である国内外自動車メーカーとの信頼関係の強化、コスト削減による価格競争力の向上、財務基盤の一層の強化、などが必要であると認識しているとのことです。

② 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

機構は、対象者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、更なる成長を支援する担い手を探すことに着手しました。かかる状況を背景に、フェニックス・キャピタルは、平成24年8月中旬に、機構が保有する対象者の株式及び対象者に対する貸付債権の処分等を含めた一括の取引に係る入札プロセスへの参加を機構より打診されたところ、フェニックス・キャピタルは、予てより企業の再生・再成長、事業の再編の後押しをテーマに投資ファンドとして投資活動を行ってきたため、これに関心を持ち、対象者の株式等の取得に関する検討を開始しました。

公開買付者は、いずれもフェニックス・キャピタルにより組成された、再生・再成長ステージにあり、コアとなるべき人的・物的・知的財産、技術あるいは企業間ネットワークを有する企業、その企業の再生あるいは成長を通じて、本邦経済あるいは地域社会に貢献できる企業、また、変革に積極的にチャレンジ出来る企業を主要な投資対象とする投資ビークルであります。フェニックス・キャピタルは、対象者の保有する金型の技術力及び自動車メーカー各社との強固な取引関係を重要な資産と認識し、これらの資産をベースとしつつ、公開買付者の持つ国内外の主要な自動車メーカー各社とのネットワーク及び過去30社を超える企業を支援してきた経験・知見を有効に活用することで、対象者の更なる成長を実現し企業価値を高めることができるものとの考えに至りました。

フェニックス・キャピタルは機構より提供された資料を基に平成24年8月中旬から初期的な検討を行い、第一次入札書を機構へ提出いたしました。更にフェニックス・キャピタルは、対象者への投資可能性をより厳密に検証するため、機構及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスを行い、対象者の株式の取得について分析、検討を進めてまいりました。フェニックス・キャピタルは、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、本応募予定株式等の価値の算定を進め、機構に対し、平成25年1月下旬に、本応募予定株式等の譲受を希望する旨等を表明する最終提案書を提出いたしました。

その結果、フェニックス・キャピタルは、平成25年2月中旬、優先交渉権者として選定され、さらに機構との間で取引スキームの詳細や買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件の検討、協議を重ねました。

買付価格については、フェニックス・キャピタルは、入札プロセスにおいて提示した価格を基に、対象者普通株式の市場株価、経済情勢、業界の動向等を踏まえつつ、機構との間で協議・交渉を行い、その結果、平成25年2月中旬に最終的に、買付価格を普通株式1株当たり382円とすることで合意しました。

A種優先株式の買付け等の価格については、実質的に普通株式1株当たりの本公開買付価格と同価格になるよう、当該A種優先株式に付されている、A種優先株式普通株式転換請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される普通株式18株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるように定めております。

フェニックス・キャピタルは、応募契約のその他の諸条件についても合意に至ったことから、機構による支援決定から約2年半を経過した平成25年3月15日に、本公開買付けを実施することを決定し、本公開買付けの実施主体となる公開買付者は機構との間で同日本応募契約を締結いたしました。

本公開買付け後の経営方針に関しては、公開買付者は、事業構造の転換に向けた改革、コスト削減に向けた改革、アライアンスの積極活用、組織運営・人事施策の改革等の諸施策を推進する予定であります。なお、公開買付者は、本公開買付けの決済完了を条件として、対象者の株主総会において承認決議がなされることを前提に、公開買付者の指名する者が対象者の取締役3名及び監査役1名に選任されるように機構が協力することを機構との間で合意しております。また、公開買付者は、本公開買付け後も対象者の上場を維持することを企図しており、本公開買付けは、対象者普通株式の上場廃止を企図するものではありません。詳しくは、後記「③ 本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

なお、対象者普通株式の買付価格382円は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成25年3月14日のジャスダック市場における対象者普通株式の終値615円に対して37.89%（小数点以下第三位四捨五入）、平成25年3月14日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値649円（小数点以下四捨五入）に対して41.14%（小数点以下第三位四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値652円（小数点以下四捨五入）に対して41.41%（小数点以下第三位四捨五入）、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値549円（小数点以下四捨五入）に対して30.42%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした価格であります。また、本書提出日の前営業日である平成25年3月15日のジャスダック市場における対象者普通株式の終値710円に対して46.20%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントを付した価格であります。

そして、A種優先株式の買付け等の価格については、実質的に普通株式1株当たりの本公開買付価格と同価格になるよう、当該A種優先株式に付されている、A種優先株式普通株式転換請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される普通株式18株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるように定めております。

なお、A種優先株式を保有する株主（以下「A種優先株主」といいます。）は、平成24年12月15日以降いつでも、対象者に対して、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」といいます。）ができ、対象者は、A種優先株主が金銭対価取得請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」といいます。）における取得上限額（注1）を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、金銭を当該A種優先株主に対して交付するものとされています。金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種優先株式1株当たりの取得対価は、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（7,200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、金銭対価取得請求日におけるA種優先株式1株当たりのA種経過優先配当金相当額（注2）を加えた金額とされています。本公開買付けにおけるA種優先株式の買付価格6,876円は、かかる取得対価（少なくとも7,200円）を下回ることになります。

（注1） 取得上限額

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」といいます。）における分配可能額（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第461条第2項に定めるものをいいます。以下同じとします。）を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、（i）対象者株式に対してなされた剰余金の配当、並びに（ii）本項に基づき金銭対価取得請求が行われ又は金銭を対価とする取得条項（注3）に基づき対象者取締役会において取得することを決議されたA種優先株式の取得価額の合計額を減じた額とします。但し、取得上限額がマイナスの場合は0円とします。

（注2） A種経過優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの「A種経過優先配当金相当額」は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」といいます。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先期末配当金（注4）の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいいます。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先株式の登録株式質権者に対してA種優先株式に対する中間配当金又はA種優先株式に対する臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額とします。

(注3) 金銭を対価とする取得条項

対象者は、いつでも、対象者取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」といいます。）が到来することをもって、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができます。この場合、対象者は、強制償還日における取得上限額を限度として、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、強制償還価額の金銭をA種優先株主に対して交付するものとします。なお、A種優先株式の一部を取得する場合は、対象者が取得すべきA種優先株式は強制償還日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の保有株式数に応じた比例按分の方法により決定します。「強制償還価額」は、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（7,200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、強制償還日におけるA種優先株式1株当たりのA種経過優先配当金相当額を加えた金額とします。

(注4) A種優先期末配当金

(a) 対象者は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」といいます。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といいます。）及びB種優先株式の株主（以下「B種優先株主」といいます。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」といいます。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されます。）に、下記(b)に定める配当年率（以下「A種優先配当年率」といいます。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げます。（以下「A種優先期末配当金」といいます。））の剰余金の配当を行います。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金（注5）又はA種優先臨時配当金（注6）を支払ったときは、その額を控除した額をA種優先期末配当金とします。

(b) A種優先配当年率

$$\text{A種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 0.5\%$$

なお、A種優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「A種優先配当年率決定日」といいます。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとし、A種優先配当年率決定日に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、これに代えて同日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12ヶ月物ロンドン・インターバンク・オフアード・レートとして英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値とします。

(c) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の期末配当の額がA種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しません。

(d) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先期末配当金を超えて配当は行いません。但し、対象者が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は対象者が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではありません。

(注5) A種優先中間配当金

対象者は、中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」といいます。）を支払います。

(注6) A種優先臨時配当金

対象者は、中間配当及び期末配当以外に普通株主若しくは普通登録株式質権者又はB種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者に剰余金の配当を行う場合には、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、当該基準日が属する事業年度に係るA種優先期末配当金として支払われるべき金額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から当該基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。以下「A種優先臨時配当金」といいます。）を金銭により配当します。但し、当該事業年度の初日から当該基準日までの期間に属する基準日に係るA種優先中間配当金又は先行するA種優先臨時配当金がある場合には、かかるA種優先中間配当金及びA種優先臨時配当金の合計額を控除した額とします。

なお、フェニックス・キャピタルは、入札プロセス及び優先交渉権者選定後の交渉において、機構との間で、本応募予定株式等の取得に加え、機構及び他の金融機関が対象者に対して有する貸付債権に関する買取りやリファイナンスも含む対象者支援のための提案及び協議を行いました。

もともと、フェニックス・キャピタルは、対象者に対する債権とエクイティ出資である対象者の株式とではその性質も評価の方法も異なるため、機構が対象者に対して有する貸付債権（以下「本債権」といいます。）の評価を、本応募予定株式等の評価とは別個独立に行いました。フェニックス・キャピタルは、対象者の手元現預金等の資産状況及びキャッシュフロー、本債権の大部分に不動産を担保物件とする抵当権が付されていること等を踏まえて本債権の価値を算定し、平成25年1月下旬の最終提案書において、機構に対し、本債権を額面金額で買い受ける旨の提案を行いました。その結果、機構は、本債権の買受価格については、フェニックス・キャピタルからの提案を受け入れることを了承し、フェニックス・キャピタルと機構との間で、フェニックス・キャピタルが本債権をその額面金額及び譲渡実行日までの未払い経過利息額の合計額にて本公開買付けの成立後に買い受けることが合意（以下「本債権譲渡契約」といいます。）されました。

公開買付者は、対象者に対する債権者とエクイティ出資者である対象者の株主との間では、前者が優越する関係にあり、また、本債権譲渡契約の締結時点における対象者の現預金及びキャッシュフローの状況、本債権の大部分には不動産を担保物件とする抵当権が付されていること等に鑑みると、本債権については確実な履行を見込むことができると判断できることから、本債権の買受価格は、本応募予定株式等の買付価格を考慮しても妥当であると考えております。

公開買付者及びフェニックス・キャピタルは、他の金融機関が対象者に対して有する債権に関しても、関係者との間で返済やリファイナンスを含む提案及び交渉を行っています。

③ 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本公開買付け後は、対象者の大株主として、対象者とのコミュニケーションを一層深めるとともに、機構と対象者が検討・推進してきた事業運営方針及び諸施策（具体的には、管理体制の一層の強化による個別案件の採算性の向上、更なる固定費の削減、製造工程見直し等による原価低減）を継続、発展させていくことをベースとしつつ、中長期的な事業の安定性確保や成長のための諸施策については、現在の事業環境をベースに再度検討することを考えております。より具体的には事業構造の転換に向けた改革、コスト削減に向けた改革、アライアンスの積極活用、組織運営・人事施策の改革を推進する予定であります。

なお、本公開買付けの決済完了を条件として、石館幸治氏、櫻田浩一氏、中桐悟氏、細川敬章氏、浜田康彦氏及び出雲かを里氏が、本公開買付け後最初に開催される対象者の定時株主総会終了時点で対象者の取締役又は監査役を退任し、当該株主総会において承認決議がなされることを前提に、公開買付者の指名する者が対象者の取締役3名及び監査役1名に選任されるように機構が協力することを機構との間で合意しており

ます。

また、公開買付者は、本公開買付け後も対象者の上場を維持することを企図しています。公開買付者は、対象者の上場維持は、独立性の維持・信用力の保持・維持、従業員のモチベーション、その他の理由から、対象者のみならず、対象者の従業員、取引先等の対象者のステークホルダーにとっても望ましいことであると考えております。公開買付者及び対象者は本公開買付け後も、対象者普通株式をジャスダック市場において引き続き上場維持させることを共通認識としており、本公開買付けは、対象者普通株式の上場廃止を企図するものではありません。本公開買付けの結果により対象者普通株式がジャスダック市場の上場廃止基準に抵触するおそれがある場合には、対象者と上場廃止を回避するための方策について協議し、合意された方策を実行します。詳しくは後記「(6) 上場廃止となる見込みの有無について」をご参照ください。

公開買付者は、対象者のA種優先株式を本公開買付けにより取得した後、平成26年12月15日まで、A種優先株式普通株式転換請求権を行使することができますが、かかる請求権を行使するかどうかにつきましては、本書提出日時点において未定であり、かつ行使につき具体的な方針もございません。今後、対象者普通株式の株価の推移を含む対象者の状況等を見ながら当該請求権を行使するかどうかを決定します。なお、A種優先株式は株主総会における議決権を有していますが、A種優先株式普通株式転換請求権が行使された場合、A種優先株式1株あたり18株の普通株式が交付されるため、対象者の議決権の総数は増加することになります。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者は機構との間で、平成25年3月15日付で機構が本応募予定株式等を本公開買付けに応募すること等を内容とする本応募契約を締結しております。

本応募契約において、機構は、①本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、②本応募契約締結日から本公開買付けに対する応募の日において、公開買付者が機構に対して表明及び保証する事項（注1）に違反が存在しないこと、③公開買付者が本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務（注2）について重大な違反が存在しないこと、④対象者の取締役会により、本公開買付けに対する適法な出席取締役全員一致の賛同意見表明決議（本公開買付けに賛同する意見であれば足り、株主による応募を推奨する意見であることは要しない。）がなされ、これが公表されており、かつ、かかる表明が撤回されていないこと、⑤本公開買付けの開始日までに取得又は履践されている必要がある、本応募契約の締結及びその義務の履行並びに本応募契約により企図されている取引の実行のために、公開買付者において必要な官公庁その他第三者の許可、認可、承認若しくは同意又は第三者への届出若しくは通知等が（もしあれば）全て取得又は履践されていること、⑥本債権譲渡契約が有効に存続していること（但し、本債権譲渡契約第12条第1項に基づきフェニックス・キャピタルが同契約を解除したとき、及び本債権譲渡契約第12条第4項に基づき機構が同契約の全部又は一部を解除したときは、この限りでない。）を前提条件として、機構が本応募予定株式等を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。但し、当該前提条件が充足されない場合においても、機構が自らの裁量によりかかる前提条件の一部又は全部を放棄して、応募をすることを妨げるものではありません。なお、本公開買付けの終了日までの間に、公開買付者以外の第三者による対象者の株券等の全部又は一部に対する公開買付けが開始された場合その他対象者の株券等の買付けに係る法的拘束力のある申出等がなされた場合（以下「対抗買付け」といいます。）であって、対抗買付けに係る株券等の買付価格が本公開買付けに係る株券等の買付価格を上回る場合、公開買付者及び機構は対応について誠実に協議するものとしませんが、(i)対抗買付けの開始後10営業日以内（但し本公開買付けの終了日の2営業日前を限度とする。）に協議が整わず、かつ(ii)本公開買付けに応募すること又は既に行った応募を撤回しないことが機構の取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると機構の取締役会が判断する場合には、機構は、その裁量により、本応募予定株式等の全部又は一部につき、本公開買付けに応募せず、又は応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除するとともに、対抗買付けに応募することができるものとしております。

なお、本公開買付けの決済完了を条件として、石館幸治氏、櫻田浩一氏、中桐悟氏、細川敬章氏、浜田康彦氏及び出雲かを里氏が、本公開買付け後最初に開催される対象者の定時株主総会終了時点で対象者の取締役又は監査役を退任し、当該株主総会において承認決議がなされることを前提に、公開買付者の指名する者が対象者の取締役3名及び監査役1名に選任されるように機構が協力することを機構との間で合意しております。

（注1） 公開買付者は、本応募契約において、概要以下の項目について、表明及び保証を行っております。

(a) P C P 11は、日本法に準拠して適法且つ有効に設立され、有効に存続する株式会社であり、P

C P 9は、日本法に準拠して適法且つ有効に設立され、有効に存続する投資事業有限責任組合であり、いずれもその遂行している事業を営むために必要な一切の権限及び権能を有すること。

- (b) 公開買付者は、本応募契約を締結し履行するために必要な法律上の完全な権利能力を有し、本公開買付けは、会社の目的の範囲内の行為であり、適用のある法令等又は定款その他の社内規則において必要とされる全ての手続を完了していること。
- (c) 公開買付者による本応募契約の締結及び本公開買付けの実施は、(i)公開買付者に適用のある法令等に反することなく、(ii)公開買付者の定款等に反することなく、また、(iii)公開買付者を当事者とする、又は公開買付者若しくはその財産を拘束する第三者との契約に反するものではないこと。
- (d) 本応募契約は、公開買付者に対して適法且つ有効な法的拘束力を有し、その各条項に従い強制履行可能なものであること。
- (e) 公開買付者による本応募契約の締結及びその義務の履行等のために必要な官公庁その他第三者の許可、認可、承認等のうち必要があるものは全て取得又は履践されていること。
- (f) 公開買付者は、本公開買付けの決済のために必要となる資金を有しているか、又は当該資金を賄うのに十分な資金調達の手続を完了していること。

(注2) 公開買付者が本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務の概要は、以下のとおりです。

- (a) 公開買付者は、本応募契約締結日現在、自らの各組合員並びにその役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」と総称する。）に該当しないことを確認すると共に、将来に亘っても該当しないことを誓約する。
- (b) 公開買付者は、本応募契約締結日現在、次の各号のいずれにも該当しないことを確認すると共に、将来に亘っても該当しないことを誓約する。
 - ① 暴力団員等が公開買付者又はその組合員の経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が公開買付者又はその組合員の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、公開買付者又はその組合員が不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 公開買付者又はその組合員が暴力団員等に対して、名目の如何を問わず、資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 公開買付者又はその組合員が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ⑥ 公開買付者又はその組合員が暴力団員等の維持、運営に協力又は関与していると認められる関係を有すること
- (c) 公開買付者は、機構又は対象者に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて機構若しくは対象者の信用を毀損し、又は機構若しくは対象者の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (d) 公開買付者、機構及びフェニックス・キャピタルは、本応募契約の存在及び内容並びに本応募契約に関連して知り得た相手方等（公開買付者及びフェニックス・キャピタルについては機構及び（本公開買付けの決済日前について）対象者、機構については公開買付者、フェニックス・キャピタル及び（本公開買付けの決済日以降について）対象者を意味する。以下、本条において同じ。）の秘密情報を、譲渡実行日後3年間又は機構が解散する日のうち、いずれか早く到来する日までの間、相手方の書面による同意なくして、第三者（対象者を除く。）に漏

洩・開示してはならず、また、本応募契約の目的以外の目的で使用してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りでない。なお、公開買付者、機構及びフェニックス・キャピタルは、各自の役職員、弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザー等のアドバイザー、公開買付者及びフェニックス・キャピタルの投資委員会の委員、対象者の取引先である金融機関並びに機構の関係当局に対しては、相手方の書面による同意を得ることなく、本応募契約において企図される目的のために必要な範囲内で秘密情報を開示することができる。

- ① 相手方から開示された時点で、既に公知となっていたもの。
- ② 相手方から開示された後で、自らの責めに帰すべき事由によらず公知となったもの。
- ③ 相手方から開示された時点で、既に自ら保有していたもの。
- ④ 相手方から開示された後で、正当な権限を有する第三者から開示に関する制限なく開示されたもの。
- ⑤ 政府機関、金融商品取引所、金融商品取引業協会、裁判所又はその他の正当な権限を有するものから開示を要請された場合。

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は、対象者の支配株主である機構が公開買付者と本応募契約を締結しており、必ずしも対象者の少数株主と利害が一致しない可能性があることを踏まえ、主として以下の内容の買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置、本公開買付けの公正性を担保するための措置を実施したとのことです。

なお、対象者において実施した措置については、対象者プレスリリース又は対象者から受けた説明に基づくものです。

① 対象者における独立委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、機構及び公開買付者から独立性を有し、また対象者の社外役員である岡田正氏、廣瀬眞市氏及び土橋文彦氏の3名から構成される独立委員会を設置し、独立委員会から得られる答申を尊重することとした上で、対象者の取締役会が行うべきと考えられる本公開買付けに係る意見表明の方針について、①本公開買付けにより対象者の企業価値を損ねることがないか、及び②公正な手続きを通じて対象者の株主の利益に配慮されているかという観点等から独立委員会に諮問することを決議したとのことです。

独立委員会は、平成25年3月1日から平成25年3月14日まで合計で3回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。独立委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、対象者から、公開買付者の提案内容、本公開買付けの目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、公開買付者との間でも質疑応答のやり取りを行い、同様の説明を受けたとのことです。独立委員会は、これらの検討を前提として、平成25年3月14日に、対象者の取締役会に対して、(a)本公開買付けが対象者の企業価値を損なうものではないこと、(b)意見表明の手続において利益相反を回避する適正な措置を採っていること、から少数株主にとって不利益なものであるとの事情は特段認められないとする内容の答申書を提出しているとのことです。

② 対象者から独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者、機構及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選定し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点等に関する法的助言を受けたとのことです。

③ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、長島・大野・常松法律事務所から得た法的助言、独立委員会から提出された答申書その他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件

について慎重に検討した結果、公開買付者を運営するフェニックス・キャピタルグループが、自動車メーカーを始めとした製造業への投資の経験が豊富であり、ステークホルダー間の協調を重視した役職員参加型のハンズオンアプローチを採用しており、かつ、投資方針や対象者と一体となって計画策定・事業運営を行い、経営改善に取り組む姿勢があることなどを評価したとのことです。なお、(i)公開買付者によれば、公開買付者は、いわゆるスキーズ・アウトを実施せず、対象者普通株式の上場を維持する方針であり、また、(ii)公開買付者の説明に基づけば、公開買付価格も少数株主の応募を想定した価格ではなく、機構の保有する株式を取得することを目的として設定された価格と評価できることから、対象者取締役会は、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主様の判断に委ねることが合理的であると判断したとのことです。

以上より、対象者の取締役会は、平成25年3月15日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主様の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち櫻田浩一氏は機構の常務取締役としての地位を有していること、石館幸治氏は機構の従業員としての地位を有し、かつ対象者の代表取締役副社長としての地位を有していたため、利益相反回避の観点から、上記の取締役会における審議及び決議には参加していないとのことです。また、対象者の取締役のうち中桐悟氏及び細川敬章氏は機構の従業員としての地位を有しているため、利益相反回避の観点から、対象者においては、まず、(i)上記の櫻田浩一氏及び石館幸治氏のほか中桐悟氏及び細川敬章氏を除く取締役2名により審議及び決議を行った上で、(ii)櫻田浩一氏及び石館幸治氏を除く4名の取締役にさらに審議及び決議を行うという2段階の手続きを経ているとのことです。なお、上記の取締役会に際して、石館幸治氏は、機構と公開買付者らとの間で本応募契約が締結されたことを受け、対象者の代表取締役副社長を辞任したとのことです。

また、対象者の監査役のうち浜田康彦氏及び出雲かを里氏は機構の従業員としての地位を有するため、上記(i)の取締役会では審議に参加していないとのことです。さらに、浜田康彦氏及び出雲かを里氏を除く上記(i)の取締役会の審議に参加した全ての監査役(2名)及び上記(ii)の取締役会の審議に参加した全ての監査役(4名)は、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主様の皆様の判断に委ねることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(5) 本公開買付け後の株券等をさらに取得する予定の有無

公開買付者は、上記のとおり、本応募予定株式等の全てを取得することを主たる目的として、本公開買付けを実施するため、現時点においては、本公開買付けが成立した場合に、対象者の株券等を更に取得することは予定しておりません。

(6) 上場廃止となる見込みの有無について

公開買付者が、本応募予定株式等を取得するためには、法の規定に従い公開買付けによる必要があります。公開買付者は、法令の規定に従い、また、機構以外の対象者株主のご意向を排除することなく、本公開買付けを実行するため、買付予定数の上限を設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限を上回った場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではありません。ただし、上記のとおり、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は下記のジャスダック市場の上場廃止基準(注)に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

ただし、公開買付者及び対象者は本公開買付け後も、対象者普通株式をジャスダック市場において引き続き上場維持させることを共通認識としております。本公開買付けの結果により対象者普通株式がジャスダック市場の上場廃止基準に抵触するおそれがある場合には、対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止を回避するための方策について協議し、合意された方策を実行します。

(注) 浮動株式数(上場株式数から、役員(役員持株会を含み、取締役、会計参与、監査役、執行役をいう。)の持株数、上場株式数の10%以上を所有する株主の持株数(明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。))及び自己株式数を控除した株式数)が事業年度の末日において500単位未満となった場合において、1か年以内に500単位以上とならないとき。

浮動株時価総額（浮動株式数に事業年度の末日における最終価格を乗じた数値）が事業年度の末日において、2億5千万円未満となった場合において、1年以内に2億5千万円以上とならないとき。
上記の上場廃止基準については、平成25年4月1日以降最初に到来する事業年度より適用となります。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

（1）【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年3月18日（月曜日）から平成25年5月7日（火曜日）まで（33営業日）
公告日	平成25年3月18日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

（2）【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき金382円 A種優先株式1株につき金6,876円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 （ ）	—
株券等預託証券 （ ）	—
算定の基礎	① 普通株式 フェニックス・キャピタルは、入札プロセスにおいて提示した価格を基に、対象者普通株式の市場株価、経済情勢、業界の動向等を踏まえつつ、機構との間で協議・交渉を行い、その結果、平成25年2月中旬に最終的に、買付価格を普通株式1株当たり382円とすることで合意しました。 なお、対象者普通株式の買付価格382円は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成25年3月14日のジャスダック市場における対象者普通株式の終値615円に対して37.89%（小数点以下第三位四捨五入）、平成25年3月14日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値649円（小数点以下四捨五入）に対して41.14%（小数点以下第三位四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値652円（小数点以下四捨五入）に対して41.41%（小数点以下第三位四捨五入）、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値549円（小数点以下四捨五入）に対して30.42%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした価格であります。また、本書提出日の前営業日である平成25年3月15日のジャスダック市場における対象者株式の終値710円に対して46.20%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントを付した価格であります。

② A種優先株式

A種優先株式の買付け等の価格については、実質的に普通株式1株当たりの本公開買付け価格と同価格になるよう、当該A種優先株式に付されている、A種優先株式普通株式転換請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される普通株式18株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるように定めております。

なお、A種優先株主は、平成24年12月15日以降いつでも、対象者に対して、金銭対価取得請求ができ、対象者は、A種優先株主が金銭対価取得請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求日における取得上限額（注1）を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、金銭を当該A種優先株主に対して交付するものとされています。金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種優先株式1株当たりの取得対価は、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（7,200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、金銭対価取得請求日におけるA種優先株式1株当たりのA種経過優先配当金相当額（注2）を加えた金額とされています。本公開買付けにおけるA種優先株式の買付け価格6,876円は、かかる取得対価（少なくとも7,200円）を下回ることになります。

（注1） 取得上限額

「取得上限額」は、分配可能額計算日における分配可能額を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、（i）対象者株式に対してなされた剰余金の配当、並びに（ii）本項に基づき金銭対価取得請求が行われ又は金銭を対価とする取得条項（注3）に基づき対象者取締役会において取得することを決議されたA種優先株式の取得価額の合計額を減じた額とします。但し、取得上限額がマイナスの場合は0円とします。

（注2） A種経過優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの「A種経過優先配当金相当額」は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先期末配当金（注4）の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいいます。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先株式の登録株式質権者に対してA種優先株式に対する中間配当金又はA種優先株式に対する臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額とします。

（注3） 金銭を対価とする取得条項

対象者は、いつでも、強制償還日が到来することをもって、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができます。この場合、対象者は、強制償還日における取得上限額を限度として、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、強制償還価額の金銭をA種優先株主に対して交付するものとします。なお、A種優先株式の一部を取得する場合は、対象者が取得すべきA種優先株式は強制償還日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の保有株式数に応じた比例按分の方法により決定します。「強制償還価額」は、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（7,200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、強制償還日におけるA種優先株式1株当たりのA種経過優先配当金相当額を加えた金額とします。

	(注4) A種優先期末配当金 (a) 対象者は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先期末配当金の剰余金の配当を行います。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金(注5)又はA種優先臨時配当金(注6)を支払ったときは、その額を控除した額をA種優先期末配当金とします。 (b) A種優先配当年率 A種優先配当年率＝日本円TIBOR(12ヶ月物)＋0.5% なお、A種優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、A種優先配当年率決定日の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとし、A種優先配当年率決定日に日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、これに代えて同日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12ヶ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レートとして英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値とします。 (c) 非累積条項 ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の期末配当の額がA種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しません。 (d) 非参加条項 A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先期末配当金を超えて配当は行いません。但し、対象者が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は対象者が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではありません。 (注5) A種優先中間配当金 対象者は、中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先中間配当金を支払います。
--	---

	(注6) A種優先臨時配当金 対象者は、中間配当及び期末配当以外に普通株主若しくは普通登録株式質権者又はB種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者に剰余金の配当を行う場合には、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先臨時配当金を金銭により配当します。但し、当該事業年度の初日から当該基準日までの期間に属する基準日に係るA種優先中間配当金又は先行するA種優先臨時配当金がある場合には、かかるA種優先中間配当金及びA種優先臨時配当金の合計額を控除した額とします。
算定の経緯	機構は、対象者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、更なる成長を支援する担い手を探すことに着手しました。かかる状況を背景に、フェニックス・キャピタルは、平成24年8月中旬に、機構が保有する対象者の株式及び対象者に対する貸付債権の処分等を含めた一括の取引に係る入札プロセスへの参加を機構より打診されたところ、フェニックス・キャピタルは、予てより企業の再生・再成長、事業の再編の後押しをテーマに投資ファンドとして投資活動を行ってきたため、これに関心を持ち、対象者の株式等の取得に関する検討を開始しました。 公開買付者は、いずれもフェニックス・キャピタルにより組成された、再生・再成長ステージにあり、コアとなるべき人的・物的・知的財産、技術あるいは企業間ネットワークを有する企業、その企業の再生あるいは成長を通じて、本邦経済あるいは地域社会に貢献できる企業、また、変革に積極的にチャレンジ出来る企業を主要な投資対象とする投資ビークルであります。フェニックス・キャピタルは、対象者の保有する金型の技術力及び自動車メーカー各社との強固な取引関係を重要な資産と認識し、これらの資産をベースとしつつ、公開買付者の持つ国内外の主要な自動車メーカー各社とのネットワーク及び過去30社を超える企業を支援してきた経験・知見を有効に活用することで、対象者の更なる成長を実現し企業価値を高めることができるものとの考えに至りました。 フェニックス・キャピタルは機構より提供された資料を基に平成24年8月中旬から初期的な検討を行い、第一次入札書を機構へ提出いたしました。更にフェニックス・キャピタルは、対象者への投資可能性をより厳密に検証するため、機構及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスを行い、対象者の株式の取得について分析、検討を進めてまいりました。フェニックス・キャピタルは、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、本応募予定株式等の価値の算定を進め、機構に対し、平成25年1月下旬に、本応募予定株式等の譲受を希望する旨等を表明する最終提案書を提出いたしました。 その結果、フェニックス・キャピタルは、平成25年2月中旬、優先交渉権者として選定され、さらに機構との間で取引スキームの詳細や買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件の検討、協議を重ねました。

	買付価格については、フェニックス・キャピタルは、入札プロセスにおいて提示した価格を基に、対象者普通株式の市場株価、経済情勢、業界の動向等を踏まえつつ、機構との間で協議・交渉を行い、その結果、平成25年2月中旬に最終的に、買付価格を普通株式1株当たり382円とすることで合意しました。なお、対象者普通株式の買付価格382円は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成25年3月14日のジャスダック市場における対象者普通株式の終値615円に対して37.89%（小数点以下第三位四捨五入）、平成25年3月14日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値649円（小数点以下四捨五入）に対して41.14%（小数点以下第三位四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値652円（小数点以下四捨五入）に対して41.41%（小数点以下第三位四捨五入）、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値549円（小数点以下四捨五入）に対して30.42%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした価格であります。また、本書提出日の前営業日である平成25年3月15日のジャスダック市場における対象者普通株式の終値710円に対して46.20%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントを付した価格であります。 A種優先株式の買付け等の価格については、実質的に普通株式1株当たりの本公開買付価格と同価格になるよう、当該A種優先株式に付されている、A種優先株式普通株式転換請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される普通株式18株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるように定めております。なお、公開買付者は公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得していません。
--	--

（３）【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
13,879,706（株）	13,879,706（株）	—（株）

- （注１） 応募株券等の総数が買付予定数の下限（13,879,706株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、A種優先株式には、A種優先株式普通株式転換請求権が付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、A種優先株式1株を普通株式18株とみなして応募株券等の総数を計算します。
- （注２） 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- （注３） 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- （注４） 本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者が平成25年2月8日に提出した第57期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済普通株式総数（10,946,007株）から、対象者が平成25年2月8日に公表した平成25年3月期第3四半期決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が保有する自己株式数（1,636株）を控除した普通株式数（10,944,371株）、及びA種優先株式（299,255株、A種優先株式普通株式転換請求権を考慮して普通株式に換算した株式数は5,386,590株）の合計数（上記A種優先株式の換算後で、16,330,961株）になります。
- （注５） 本公開買付けは、機構が保有している本応募予定株式等を公開買付者が取得するために、公開買付者と機構が合意した価格により買付けを行うものであり、本応募予定株式等のうち、A種優先株式145,433株についてはPCP11が、普通株式の全て及びA種優先株式153,822株についてはPCP9が、それぞれ買付けを行うものとします。また本応募予定株式等以外の株式等について応募があった場合には、これらについてはPCP9が買付けを行います。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）	138,797
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）	53,865
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（c）	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（平成25年3月18日現在）（個）（d）	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（e）	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（f）	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成25年3月18日現在）（個）（g）	—
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（i）	—
対象者の総株主等の議決権の数（平成24年12月31日現在）（個）（j）	112,402
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合（a/j）（%）	84.99
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))) \times 100$ （%）	84.99

（注1） 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（13,879,706株）に係る議決権の数を記載しております。

（注2） 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、買付予定のA種優先株式（299,255株）の全部について、A種優先株式普通株式転換請求権を行使した場合に交付される予定の対象者普通株式の最大数（5,386,590株）に係る議決権の数を記載しております。

（注3） 「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、対象者が平成25年2月8日に提出した第57期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式及びA種優先株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、平成24年12月31日現在の発行済普通株式総数（10,946,007株）から、対象者が平成25年2月8日に公表した平成25年3月期第3四半期決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が保有する自己株式数（1,636株）を控除した普通株式数（10,944,371株）、及びA種優先株式（299,255株、A種優先株式普通株式転換請求権を考慮して普通株式に換算した株式数は5,386,590株）の合計数（上記A種優先株式の換算後で、16,330,961株）にかかる議決権の数163,309個を分母として計算しております。

（注4） 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

① 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。（注1）

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト

(<https://nc.nomura.co.jp/>)（以下「インターネットサービス」といいます。）にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

- ③ 普通株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の普通株式が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の普通株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

- ④ A種優先株式の応募の受付にあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、A種優先株式には、譲渡制限が付されておりますので、対象者の取締役会決議により必要な手続を行った上で、A種優先株主の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」をご提出ください。また、A種優先株主であることの確認書類として、A種優先株主の請求により対象者によって発行される「A種優先株式原簿記載事項を記載した書面」及び本公開買付けの成立を条件とするA種優先株式原簿の名義書換えの請求に必要な書類をご提出ください。なお、野村ネット&コールにおいては、A種優先株式の応募の受付は行いません。

- ⑤ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

- ⑥ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

- ⑦ 居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

- ⑧ 応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。なお、野村ネット&コールにおいてインターネットサービスを利用して応募した応募株主等に対する受付票の交付は、応募画面上の表示となります。

- ⑨ 応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証 住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの) 福祉手帳(各種) 旅券(パスポート) 国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの) 在留カード 特別永住者証明書

※本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

※本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

①本人確認書類そのものの有効期限

②申込書に記載された住所・氏名・生年月日

※郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。

コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください(公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。)。野村ネット&コールにおいても、

解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	5,302,047,692
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	45,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a)+(b)+(c)	5,351,047,692

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(13,879,706株)に普通株式1株当たりの買付価格(382円)を乗じた金額を記載しております。ただし、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、最大買付数(16,330,961株)の全てを買付けた場合の買付代金は、6,238,427,102円になり、この場合に、「買付手数料(b)」及び「その他(c)」を加えた合計額は、6,287,427,102円となります。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注6) 本公開買付けにおいて買付け等を行う応募株券等のうち、(1)(i)A種優先株式145,433株についてはPCP11が買付け等を行い、(ii)A種優先株式153,822株についてはPCP9が買付け等を行い、(2)普通株式については、全てPCP9が買付け等を行います。そのため買付予定数(13,879,706株)を前提とした、買付け等に要する資金等の合計「合計(a)+(b)+(c)」は、公開買付者がそれぞれ以下のとおり充当する予定です。

公開買付者名	充当予定金額
PCP9	4,341,808,984円
PCP11	1,009,238,708円

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

(PCP9)

種類	金額 (千円)
—	—
計(a)	—

(PCP11)

種類	金額 (千円)
普通預金	1,027,000
計(a)	1,027,000

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

(PCP9)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

(PCP11)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

(PCP9)

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
—	—	—	—
計			—

(PCP11)

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
—	—	—	—
計			—

③【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

(P C P 9)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

(P C P 11)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

(P C P 9)

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
計(c)			—

(P C P 11)

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

(PCP9)

内容	金額 (千円)
NRFⅢからの出資の受け入れ	3,050,000
フェニックス・キャピタルによる出資の受け入れ	2,115,000
PCP10による出資の受け入れ	200,000
計(d)	5,365,000

- (注1) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、NRFⅢ、フェニックス・キャピタル、PCP10より、出資証明書記載の条件に基づき上記金額の出資を行う用意がある旨の平成25年3月15日付出資証明書(注2、注3)をそれぞれ受領しています。
- (注2) NRFⅢは、本公開買付けの成立を条件に、無限責任組合員である日本リバイバル債権回収株式会社(以下「NRSR」といいます。)、有限責任組合員であるフェニックス・キャピタル及び有限会社日本リバイバル・エクイティ・スリー(以下「NRE3」といいます。)から、それぞれ出資を受ける予定です。NRE3は、当該出資の実行に際し、本公開買付けの成立を条件に、NRE3を営業者、日本国内の複数の金融機関及び日本国内の投資会社を匿名組合員とする匿名組合契約に基づき、出資を受ける予定です。公開買付者は、NRFⅢからの出資の裏付けとして、NRSR及びフェニックス・キャピタルの銀行預金の残高証明書により、NRSR及びフェニックス・キャピタルが出資義務を負う金額以上の現預金を有していることを確認しています。さらに、公開買付者は、NRFⅢからの出資の裏付けとして、NRE3からNRFⅢ宛の出資証明書、NRE3へ匿名組合出資を行う予定の日本国内の複数の金融機関の財務諸表及び日本国内の投資会社の銀行預金の残高証明書を確認しています。
- (注3) 公開買付者は、フェニックス・キャピタル及びPCP10からの出資の裏付けとして、フェニックス・キャピタル及びPCP10より、銀行預金の残高証明書を受領し、出資義務を負う金額以上の現預金を有していることを確認しています。

(PCP11)

内容	金額 (千円)
—	—
計(d)	—

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

6,392,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2)【決済の開始日】

平成25年5月14日(火曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。普通株式については、公開買付代理人の応募株主等口座上で、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（普通株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。A種優先株式については、A種優先株式の応募に際して提出された書類（前記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」④に記載した書類）をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（13,879,706株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（13,879,706株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、A種優先株式には、A種優先株式普通株式転換請求権が付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、A種優先株式1株を普通株式18株とみなして応募株券等の総数を計算します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(PCP11)

(1)【会社の概要】

①【会社の沿革】

年月	概要
平成25年2月	商号をフェニックス・キャピタル・パートナーズ・イレブン株式会社とし、本店所在地を東京都千代田区丸の内二丁目2番1号、資本金10,000千円とする株式会社として設立

②【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

1. 投資業
2. 貸金業
3. 投資事業組合財産の運用及び管理
4. 経営コンサルタント業務
5. 債権管理コンサルタント業務
6. 資産運用コンサルタント業務
7. 財務コンサルタント業務
8. 信用調査業務
9. 企業の事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携及び合併に関する指導、斡旋並びに仲介
10. 有価証券の保有、売買、仲介及び運用
11. 融資、保証及び債権買取を含めた信用供与
12. 不動産の所有、売買、賃貸借、管理、仲介及び鑑定
13. 投資顧問業
14. 労働者派遣事業
15. 情報提供、情報収集及び情報分析サービス業
16. 総合リース業
17. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者の株券等を取得し、所有及び管理することを主たる事業の内容としております。

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成25年3月18日現在

資本金の額	発行済株式の総数
10,000,000円	200株

④【大株主】

平成25年3月18日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合 (%)
一般社団法人フェニックス・ キャピタル・パートナーズ・ トゥエルブ	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号岸本 ビル9階	200	100.00
計	—	200	100.00

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

平成25年3月18日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
代表取締役	—	三村 智彦	昭和44年3月3日	平成4年4月 平成20年6月 平成25年2月 平成25年2月	株式会社三菱銀行入行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) フェニックス・キャピタル代表取締役 (現任) PCP11取締役就任 同社代表取締役就任	—
取締役	—	中尾 光成	昭和38年5月25日	昭和61年4月 平成10年2月 平成14年5月 平成18年10月 平成25年2月	株式会社日本債券信用銀行入行 (現 株式会社あおぞら銀行) 株式会社三和銀行入行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) フューチャーシステムコンサルティング株式会社入社 (現 フューチャーアーキテクト株式 会社) フェニックス・キャピタル取締役 (現任) PCP11取締役就任	—
取締役	—	珍部 千裕	昭和34年1月3日	昭和56年4月 昭和61年9月 平成14年2月 平成18年10月 平成25年2月	株式会社三菱銀行入行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) ウエストドイチェ・ランデスバンク入 行 クレディリヨネ銀行入行 (現 クレディ・アグリコル銀行) フェニックス・キャピタル取締役 (現任) PCP11取締役就任	—
取締役	—	前野 龍三	昭和46年10月1日	平成6年4月 平成24年4月 平成25年2月	株式会社三菱銀行入行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) フェニックス・キャピタル取締役 (現任) PCP11取締役就任	—
計						—

(2) 【経理の状況】

P C P 11は、平成25年2月25日に設立された株式会社であり、本書提出日現在、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

(P C P 9)

(1) 【団体の沿革】

年月	概要
平成25年2月	出資金を53億6,500万円、所在地を東京都千代田区丸の内二丁目2番1号と定め、P C P 10を無限責任組合員として、N R F Ⅲ及びフェニックス・キャピタルを有限責任組合員として、投資事業有限責任組合契約を締結し、P C P 9を設立。

(2) 【団体の目的及び事業の内容】

団体の目的

P C P 9は、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づいて設立された投資事業有限責任組合であり、投資先企業の企業価値向上を通して、組合員の財産を最大化することを目的としています。

事業の内容

P C P 9は、対象者の株式等の取得及び保有、投資事業有限責任組合に従った組合財産の運用、その他投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に掲げる一定の事業を行うものです。

(3) 【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】

P C P 9は、本公開買付けのため、組合員より総額5,365,000千円の出資（内訳は、N R F Ⅲ：3,050,000千円、フェニックス・キャピタル：2,115,000千円、P C P 10：200,000千円）を受ける予定であり、各組合員からは当該出資に係る出資証明書を受領しております。

(4) 【役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴】

P C P 9 の無限責任組員は P C P 10 です。

P C P 10 の役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴は以下のとおりです。

平成25年3月18日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
代表取締役	—	三村 智彦	昭和44年3月3日	平成4年4月 平成20年6月 平成25年2月 平成25年2月	株式会社三菱銀行入行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) フェニックス・キャピタル代表取締役 (現任) P C P 10取締役就任 同社代表取締役就任	—
取締役	—	中尾 光成	昭和38年5月25日	昭和61年4月 平成10年2月 平成14年5月 平成18年10月 平成25年2月	株式会社日本債券信用銀行入行 (現 株式会社あおぞら銀行) 株式会社三和銀行入行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) フューチャーシステムコンサルティング株式会社入社 (現 フューチャーアーキテクト株式会社) フェニックス・キャピタル取締役 (現任) P C P 10取締役就任	—
取締役	—	珍部 千裕	昭和34年1月3日	昭和56年4月 昭和61年9月 平成14年2月 平成18年10月 平成25年2月	株式会社三菱銀行入行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) ウエストドイチェ・ランデスバンク入行 クレディリヨネ銀行入行 (現 クレディ・アグリコル銀行) フェニックス・キャピタル取締役 (現任) P C P 10取締役就任	—
取締役	—	前野 龍三	昭和46年10月1日	平成6年4月 平成24年4月 平成25年2月	株式会社三菱銀行入行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) フェニックス・キャピタル取締役 (現任) P C P 10取締役就任	—
計						—

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、長島・大野・常松法律事務所から得た法的助言、独立委員会から提出された答申書その他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、公開買付者を運営するフェニックス・キャピタルグループが、自動車メーカーを始めとした製造業への投資の経験が豊富であり、ステークホルダー間の協調を重視した役職員参加型のハンズオンアプローチを採用しており、かつ、投資方針や対象者と一体となって計画策定・事業運営を行い、経営改善に取り組む姿勢があることなどを評価したとのことです。なお、(i)公開買付者によれば、公開買付者は、いわゆるスクイーズ・アウトを実施せず、対象者普通株式の上場を維持する方針であり、また、(ii)公開買付者の説明に基づけば、公開買付価格も少数株主の応募を想定した価格ではなく、機構の保有する株式を取得することを目的として設定された価格と評価できることから、対象者取締役会は、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主様の判断に委ねることが合理的であると判断したとのことです。

以上より、対象者の取締役会は、平成25年3月15日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主様の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち櫻田浩一氏は機構の常務取締役としての地位を有していること、石館幸治氏は機構の従業員としての地位を有し、かつ対象者の代表取締役副社長としての地位を有していたため、利益相反回避の観点から、上記の取締役会における審議及び決議には参加していないとのことです。また、対象者の取締役の

うち中桐悟氏及び細川敬章氏は機構の従業員としての地位を有しているため、利益相反回避の観点から、対象者においては、まず、(i)上記の櫻田浩一氏及び石館幸治氏のほか中桐悟氏及び細川敬章氏を除く取締役2名により審議及び決議を行った上で、(ii)櫻田浩一氏及び石館幸治氏を除く4名の取締役にによりさらに審議及び決議を行うという2段階の手続きを経ているとのことです。なお、上記の取締役に際して、石館幸治氏は、機構と公開買付者らとの間で本応募契約が締結されたことを受け、対象者の代表取締役副社長を辞任したとのことです。

また、対象者の監査役のうち浜田康彦氏及び出雲かを里氏は機構の従業員としての地位を有するため、上記(i)の取締役にでは審議に参加していないとのことです。さらに、浜田康彦氏及び出雲かを里氏を除く上記(i)の取締役会の審議に参加した全ての監査役(2名)及び上記(ii)の取締役会の審議に参加した全ての監査役(4名)は、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主様の皆様の判断に委ねることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)						
月別	平成24年9月	平成24年10月	平成24年11月	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月	平成25年3月
最高株価	462	436	451	498	930	828	710
最低株価	392	389	416	415	486	580	591

(注) 平成25年3月については、3月15日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の 割合（％）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

①【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合（%）
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

②【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合（%）
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第55期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日） 平成23年6月27日関東財務局長に提出

事業年度 第56期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日） 平成24年6月28日東海財務局長に提出

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第57期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日） 平成25年2月8日東海財務局長に提出

③【臨時報告書】

①の有価証券報告書、②の四半期報告書の提出後、本書提出日までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づく臨時報告書を平成25年3月15日東海財務局長に提出

④【訂正報告書】

訂正報告書（上記 第55期有価証券報告書の訂正報告書）を平成23年7月6日及び平成24年6月7日に関東財務局長に、平成23年11月14日に東海財務局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社富士テクニカ宮津

（静岡県駿東郡清水町の場20番地）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

5【その他】

該当事項はありません。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月
売上高（百万円）	16,580	19,437	15,832	6,220	12,673
経常損益（百万円）	△742	△2,370	257	△2,920	238
当期純損益（百万円）	△1,024	△3,951	299	△4,757	△269
包括利益（百万円）	—	—	—	△4,860	△319
純資産額（百万円）	4,312	136	533	4,101	3,778
総資産額（百万円）	26,348	22,613	18,688	21,388	20,514
1株当たり純資産額（円）	522.53	8.94	57.26	△5,480.62	143.40
1株当たり当期純損益（円）	△134.83	△492.13	37.34	△3,236.31	△47.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	15.9	0.3	2.5	18.9	18.2
自己資本利益率（％）	△22.2	△185.2	112.8	△211.3	△6.9
株価収益率（倍）	△2.9	△0.2	3.3	△0.1	△7.3
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△2,956	△1,294	1,144	659	67
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△141	△992	646	△1,148	274
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	4,331	608	△760	3,046	△483
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	2,394	852	1,690	4,214	4,074
従業員数（人）	752	686	595	820	617

（注） 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第52期、第53期、第55期及び第56期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第54期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 対象者の発行済普通株式について、平成22年12月1日付で10株を1株に併合しております。

5. 第55期及び第56期の1株当たり当期純損益の各数値の算出の際には、B種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、期中平均株式数に含めております。また、第55期の1株当たり純資産額については、純資産額からA種優先株式及びB種優先株式の払込資本額等を控除しております。第56期の1株当たり純資産額については、純資産額から普通株式への未転換分のA種優先株式の払込資本額等を控除しております。

(2) 対象者の経営指標等

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月
売上高（百万円）	13, 126	12, 519	12, 483	5, 108	9, 841
経常損益（百万円）	△848	△2, 009	8	△2, 023	114
当期純損益（百万円）	△1, 433	△4, 013	49	△5, 556	△758
資本金（百万円）	910	910	910	5, 132	3, 081
発行済株式総数（株）	8, 043, 418	8, 043, 418	8, 043, 418	3, 818, 710	11, 245, 262
純資産額（百万円）	4, 299	203	301	3, 142	2, 347
総資産額（百万円）	23, 746	19, 154	15, 321	20, 183	18, 659
1株当たり純資産額（円）	532. 49	17. 31	28. 53	△6, 674. 95	12. 64
1株当たり配当額 （内 1株当たり中間配当額） （円）	8. 00 （－）	0. 00 （－）	0. 00 （－）	0. 00 （－）	0. 00 （－）
1株当たり当期純損益（円）	△188. 53	△499. 76	6. 12	△3, 780. 17	△132. 98
潜在株式調整後 1株当たり当 期純利益（円）	－	－	－	－	－
自己資本比率（％）	18. 0	0. 7	1. 5	15. 3	12. 3
自己資本利益率（％）	△29. 3	△181. 8	26. 7	△335. 3	△28. 2
株価収益率（倍）	△2. 1	△0. 1	19. 9	△0. 1	△3. 5
配当性向（％）	△4. 2	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0
従業員数（人）	544	527	443	718	522

（注） 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第52期、第53期、第55期及び第56期の潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第54期の潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 対象者の発行済普通株式について、平成22年12月 1 日付で10株を 1 株に併合しております。

5. 第55期及び第56期の 1株当たり当期純損益の各数値の算出の際には、B種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、期中平均株式数に含めております。また、第55期の 1株当たり純資産額については、純資産額からA種優先株式及びB種優先株式の払込資本額等を控除しております。第56期の 1株当たり純資産額については、純資産額から普通株式への未転換分のA種優先株式の払込資本額等を控除しております。